

平成 28 年度

東住吉区地域支援調整チームからの意見に対する回答
(案)

大阪市福祉局障がい者施策部

東住吉区	
1 障がい者支援のため社会資源が不足しているので、その拡充を望む。	
意見概要	
<p>障がいのある人が生まれ育った地域で、親が介護できなくても支援を受けて生活を送れるようになることが必要です。介護をしている親が急に倒れたり入院した時にたちまち孤立してしまい、ショートステイ先などの社会資源が足りておらず、近隣の施設も空きがないためいきなり遠い知らない人ばかりの施設に行かざるを得ないのが現状です。医療的ケアが必要な人たちや高次脳機能障がいの人たち、罪を犯した障がい者が地域で生活できるよう、またグループホームでの生活を望まれるのであれば入居できるよう、支援力となる社会資源を整えていく必要があります。</p>	
回 答	
<p>本市においては、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者など重度障がいのある方々が福祉サービスの利用につながり安心して地域で暮らしていただけるよう、ニーズの高い医療型ショートステイ事業や医療コーディネート事業の取組を進めてきたところです。</p> <p>さらに、福祉サービス事業所が適切な支援を安定して実施できるよう、国に対してサービス提供の現状に基づく様々な事業報酬の改善等を要望しているところですが、今後とも継続して国に対して要望を行い、サービス提供の基盤整備に努めてまいります。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 6208-7986）

東住吉区	
3 マンパワー不足が深刻なので、その解消のため施策を望む。	
意見概要	
<p>支援を必要としている人は毎年増えています。毎月新しく障がい福祉サービスを利用したいから、計画相談支援をつけてほしいという依頼が区役所を通じてあがってきます。中には手帳をもたないまま家に引きこもり高齢の親に対して暴力を振るったり、親が高齢になって支援をうけるようになって初めて障がいをもつ家族がいることがわかったり、障がいをもつ親が子どもをうまく育てられず、子どもも親も支援が必要だったりします。しかし、そのような人たちを支援するための、相談支援事業所、相談支援専門員の数が不足しています。また、どこの事業所もヘルパー不足で、人手不足のため事業所が閉鎖になっているところもあります。区役所に相談に来ても、一緒に動けるような人材はありません。以前であれば身体障がい、知的障がい、精神障がいそれぞれ3分野に分かれて行っていた相談支援センターは、現在区内3障がいの相談支援を1箇所で行っているため、区役所からどんどん紹介されても動きが取れない状況です。このような状況は決して東住吉区だけではなく、今後ますますマンパワーの不足が深刻になると思われるので、大阪市として、障がい福祉に携わる人材確保のための方策を考える必要があります。</p>	
回 答	
<p>障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント等によりきめ細かに支援するためには、サービス等利用計画の作成は重要なことであると認識しております。</p> <p>本市では、相談支援事業所の開設を促進するため、区地域自立支援協議会や区障がい者相談支援センターなどと連携し、相談支援事業所の立ち上げ説明会を開催しております。</p> <p>また、各区の障がい者相談支援センター等の後方支援を行う基幹相談支援センターを設置し、相談支援専門員に対する相談支援技術のスキルアップを目的とした様々な研修を実施するなど、人材育成に取り組んでいるところであり、引き続き相談支援体制の充実に向け取組を進めてまいります。</p> <p>福祉サービス事業所が適切な支援を安定して実施できるよう、本市としても国に対してサービス提供の現状に基づく様々な事業報酬の改善等を要望しているところですが、今後とも引き続き国に対して要望を行い、サービス提供の基盤整備に努めてまいります。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課（電話 6208-8081） 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 6208-7986）